

## 船舶事故調査報告書

平成28年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年5月12日 12時40ごろ
発生場所	関門港下関区 門司大里防波堤灯台から真方位295°940m付近 (概位 北緯33°54.8′ 東経130°55.4′)
事故の概要	漁船美貴丸は、錨を投下したところ、右舷船尾部に潮流を受けて転覆した。
事故調査の経過	平成28年5月13日、担当する主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 美貴丸、0.29トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-56878（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機が濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時、潮流 南西流約2.7ノット（大瀬戸）
事故の経過	<p>本船は、船外機を装備した和船型の漁船で、船長ほか1人が乗り組み、山口県巖流島東方の関門海峡内の漁場で操業中、船外機が始動しなくなり、潮流により関門海峡を西方に流され始めた。</p> <p>本船は、船長が右舷船尾部から、重さ約8kgの四爪錨を投下し、錨索を伸ばしたところ、海底に根掛かりした錨の衝撃により船尾が右舷側に傾斜して海水が流入し、転覆した。</p> <p>船長及び乗組員は、付近の漁船から通報を受けた山口県水難救済会の漁船に救助された。</p> <p>船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、関門港下関区において、潮流に流された際、船長が、本船を錨泊させようと右舷船尾から錨を投下したところ、錨の衝撃により船尾が右舷側に傾斜し、乾舷の低い船尾の舷側から海水が流入したことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、関門港下関区において、本船が、潮流に流された際、船長が、本船を錨泊させようとして右舷船尾から錨を投下したところ、錨の衝撃により船尾が右舷側に傾斜し、乾舷の低い船尾の舷側から海水が流入したため、転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・危険な状態となった場合には、錨索の切断を考慮すること。
--	------------------------------